

## 事業承継

### — 経営承継円滑化法について —

遠藤 久 (えんどう ひさし)

遠藤久税理士事務所  
税理士



近年、中小企業経営者の高齢化が進み、多くの経営者は世代交代の時期を迎えようとしています。これからの日本経済において、中小企業の事業承継の円滑化は重要課題となっています。しかしながら、事業承継には様々な問題が生じている事例があり、廃業を余儀なくされた企業も多く確認されています。

そのような中、平成20年10月から「中小企業経営承継円滑化法」が施行されることとなり、それを踏まえて平成21年度税制改正においても「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」が創設され、平成20年10月1日に遡って適用される予定です。

今後さらに新制度の詳細が明らかになると思いますが、この制度を中心にポイントを確認してみましょう。

#### 〔質問1〕

「中小企業経営承継円滑化法」とはどのような法律ですか？



#### 〔回答〕

中小企業において経営の承継を円滑に行わせ、事業活動の継続を支援することを目的としています。

その具体的な方法としては2つあります。

- ① 遺留分に関する民法の特例
- ② 金融支援措置

※なお、この法律は平成20年10月1日から施行されますが、「遺留分に関する民法の特例」については、平成21年3月1日に施行されることになりました。

#### 〔質問2〕

「遺留分に関する民法の特例」とはどのような特例ですか？

#### 〔回答〕

一定の要件を満たす後継者が、旧代表者の推定相続人（兄弟姉妹を除く）全員の合意が得られた場合、旧代表者から贈与等により取得した特例中小企業者の株式等について、次の内容を定めることができます。（合意）

- ① 贈与等により取得した株式等を遺留分の対象から除外する。
- ② 贈与等により取得した株式等の評価額を、その合意の時点における評価額に固定する。（株式の評価額は、弁護士・税理士等の証明を受けなければなりません）



※①、②に対し、推定相続人の衡平を図るためなど任意で合意できる事項もあります。  
 ※合意の前に後継者が既に50%超の株式を保有している場合は、遺留分の問題によって会社の意思決定に支障が生じることは想定されないため、この特例の適用はありません。

〔質問3〕

「遺留分に関する民法の特例」の要件等について教えてください。

〔回答〕

① 特例中小企業者とは

中小企業者のうち、◎3年以上継続して事業を行っているものとして◎経済産業省令で定める要件に該当する会社です。

② 後継者の要件

◎旧代表者の推定相続人（兄弟姉妹を除く）であり、◎その旧代表者から特例中小企業者の株式（議決権のない株式は除く）等を贈与等で取得した者であって、◎当該特例中小企業者の総株主（議決権を行使できない株主は除く）または総社員の議決権の50%を有し、◎かつ当該特例中小企業者の代表者である者をいいます。

③ 旧代表者の要件

◎特例中小企業者の代表者であった者で（代表者であるものを含む）、◎その代表者の推定相続人（兄弟姉妹を除く）1人以上に対して特例中小企業者の株式（議決権のない株式は除く）等を贈与した者をいいます。

〔質問4〕

「遺留分に関する民法の特例」のメリットは何でしょうか？

〔回答〕

「遺留分の対象から除外できる」合意は、相続に伴う株式の分散を未然に防止することができ、将来起こりうる相続のトラブルの芽を事前に取り去っておくことにもなります。

「贈与等により取得した株式等の評価額を、固定できる」合意は、後継者の能力や努力によって将来会社の業績が上がり、後継者に贈与された株式の価値も同じく上昇した場合でも、後継者の貢献による株式上昇分が遺留分減殺請求の対象外となるため、経営意欲が阻害されません。

—参考—

「遺留分」とは民法が兄弟姉妹以外の相続人に保証している財産割合のことです。

被相続人は、遺言書を作成すれば、法定相続人以外の者に全財産を遺贈することもでき、相続人の生活に支障をきたしかねない恐れがあります。そこで、最低限度の相続財産を遺族に保証するというものです。

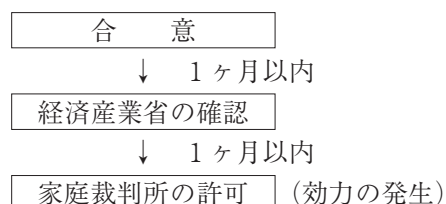
「遺留分減殺請求」とは遺留分を侵害された場合に、自分の遺留分の範囲で財産を取り戻す請求ができます。

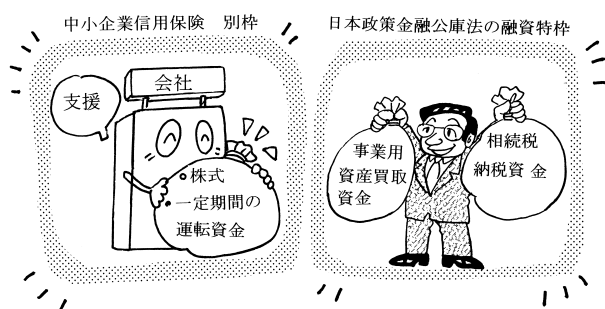
〔質問5〕

民法の特例は「合意」すれば直ぐに効力が発生するのでしょうか？

〔回答〕

合意だけでは効力は発生しません。次の手続きが必要となります。





※遺留分の放棄をする場合は、放棄する人ごとに申し立てが必要でしたが、この特例により、後継者が単独で一括して申し立てすることになりますので、手続き上も簡略されます。

〔質問6〕

中小企業経営承継円滑化法上の金融支援措置とはどのようなものですか？

〔回 答〕

① 中小企業信用保険法の特例

信用保険を別枠化し、事業活動の継続に支障が生じる場合など、株式や事業用資産等の買取り資金、また一定期間の運転資金などの資金調達を支援します。

(信用保証協会が、中小企業者等の借入れに際し、保証人となり融資を受けることができる)

※この金融支援措置は、対象は幅広く個人事業者や親族外承継も対象となります。

② 日本政策金融公庫法の特例

事業承継に伴う代表者個人に対する融資で(代表者は親族外承継者も対象)、株式や事業用資産の買取り資金、相続税の納税資金など資金調達を支援します。

〔質問7〕

平成21年度税制改正「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の骨子を教えてください。

〔回 答〕

事業承継相続人が、非上場会社を経営していた被相続人から相続等によりその会社の株式等を取

得し、その会社を経営していく場合、事業承継相続人が納付すべき相続税のうち、相続等により取得した議決権株式等(発行済議決権株式の総数等の3分の2に達するまでの部分)に係る課税価格の80%に対応する相続税の納税が猶予されます。

※事業承継相続人が相続等により議決権株式等を100%取得し、その会社を経営していく場合、発行済議決権株式の1/3の部分と、発行済議決権株式の2/3のうち20%の部分については納税が必要となります。

※この特例の適用を受ける場合は、原則として納税猶予の対象となった株式等をすべて担保提供しなければなりません。

〔質問8〕

「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」の要件等について教えてください。

〔回 答〕

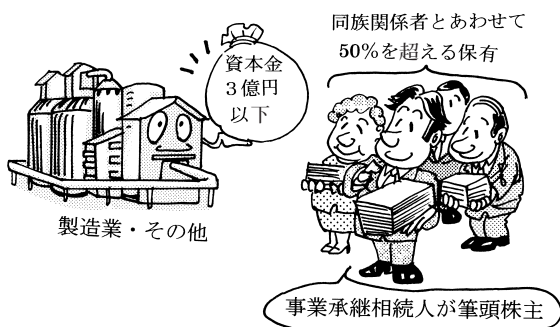
① 対象となる会社

中小企業基本法上の中小企業(非上場の同族会社)であること。

※医療法人の出資金や資産管理会社の株式等は納税猶予の対象になりません。

※以下の「資本金または出資の額」と「常時使用の従業員数」のいずれかの要件を満たせば中小企業基本法上の中小企業です。

	資 本 金	従 業 員 数
製造業・その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5千万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業		100人以下



② 事業承継相続人の要件

◎会社の代表者（後継者）である相続人が、◎中小企業経営承継円滑化法における経済産業大臣の認定を受けた一定の中小企業の発行済株式等について、◎同族関係者とあわせて50%を超えて保有し、◎かつ、その同族関係者内で筆頭株主であること。

③ 被相続人の要件

◎会社の代表者であり、◎同族関係者と合わせて発行済議決権株式総数の50%を超えて保有し、◎かつ、その同族関係者内で筆頭株主であったこと。

〔質問9〕

納税猶予税額は免除になりますか？

〔回答〕

猶予税額の免除時期の詳細は確認できていませんが、納税猶予の対象となった株式等を死亡時まで保有し続けた場合などの一定の要件により猶予税額が免除されます。

〔質問10〕

納税猶予は取り消されることがありますか？

〔回答〕

事業承継相続人が、相続税の法定申告期限から5年の間に、事業を継続していないと認められる場合には、猶予税額の全額と利子税を併せて納付しなければなりません。

事業を継続していないと認められる場合とは、◎事業承継相続人が代表者でなくなった場合、◎

相続した対象株式を譲渡等により継続保有していない場合、◎確認時の雇用の8割以上を維持していない場合です。

また、相続税の法定申告期限より5年が経過してから免除までの期間中对象株式等を譲渡等した場合は、譲渡等に係る部分の猶予税額と利子税を納付することになります。

〔質問11〕

事業承継には具体的にどんな方法がありますか？

〔回答〕

事業承継には、子供などが承継する「親族内承継」や、従業員などが承継する、または後継者がいなければ「M&A」などの「親族外承継」があります。さらに、「転・廃業」も考えられるでしょう。いずれにしても事業承継を円滑に行い、物質的な承継のみならず企業が持つ技術力やノウハウを継続的に承継していただきたいと考えます。「中小企業経営承継円滑化法」においても、「親族内承継」のみならず「親族外承継」、「M&A」を踏まえた支援対策が盛り込まれており、日本経済発展の一助になることを期待しております。

〔質問12〕

「中小企業経営承継円滑化法」や「取引相場のない株式等に係る相続税の納税猶予制度」以外に事業承継に活用できるものはありますか？

〔回答〕

会社法により発行できる株式の種類が増えましたが、この種類株の発行によって円滑な事業承継を行う方法が考えられます。

例えば、議決権のある株式を後継者に保有させ、非後継者には議決権制限株式を保有させれば後継者の経営権を安定させることができます。

ケースは様々あると思いますが、配当優先株式などの種類株式を議決権制限株式と併用するなどして公平さを持たす方法もひとつです。